

## 3月教育委員会定例会

3月の教育委員会定例会の主な内容は以下のとおりです。

### 議題

#### 1 上田市放課後児童対策に関する基本計画について

市では、子ども達の遊び場や子育てを支援する施設として、児童館、児童センター、こども館、放課後児童クラブを運営しています。

この各施設に現存する課題の解決や放課後児童対策の更なる充実、運営及び整備を計画的に推進するために策定した「上田市放課後児童対策に関する基本計画」の内容について審議し、承認しました。

#### 2 学校教育の情報化推進基本計画について

教育委員会では、平成18年4月に「学校教育の情報化に関する基本計画」を策定し、学校教育の情報化を推進しています。

また、学校教育の情報化を推進するにあたり、情報活用能力の向上や情報モラルの育成等の課題もあります。

このため、「学校教育の情報化に関する基本計画」に基づき、学校教育の情報化に向けて取り組むべき主な施策について体系的に整理し、学校教育の情報化を計画的・組織的・継続的に推進するための方策として「学校教育の情報化推進基本計画」を策定することについて審議し、承認しました。

#### 3 上田市教育委員会組織規則の一部改正について

平成19年度からの上田市組織改正に伴い、現在教育委員会の業務の一部が市長部局に新設される子ども未来部に移管、課、係名の変更及び事務分掌の見直しのため、所用の改正が必要となります。

また、新人事制度導入に伴い「職層職」の導入等があり所用の改正が必要となります。

このため、上田市教育委員会組織規則の一部を改正することについて審議し、承認しました。

#### 4 上田市教育委員会の職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について

人事院規則の一部改正により平成19年度から上田市職員の休憩、休息時間の見直しが行われます。

このため、上田市教育委員会の職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正し、①休息時間の廃止②休憩時間を午後零時から午後1時までとし、終業時間が午後5時30分まで（ただし学校、幼稚園、給食センター職員の休憩時間は45分）とすることについて審議し、承認しました。

#### 5 学校職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について

平成19年度から県費負担教職員に係る休憩、休息時間の見直しが行われます。

このため、学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正し、①休息時間を廃止する②休憩時間について、1日の勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を越える場合は1時間とすることについて審議し、承認しました。

6 学校職員等自家用車の公務使用取扱規程の一部改正について

平成19年度からの上田市組織改正に伴い、「子ども教育課」は「学校教育課」に名称変更されます。

このため、学校職員等自家用車の公務使用取扱規程の一部を改正し、「子ども教育課長に申請（許可）」の部分を「教育委員会に申請（許可）」とすることについて審議し、承認しました。

7 上田市立小・中学校管理規則の一部改正について

平成19年度からの上田市新人事制度により新たに設置される職名のうち、学校組織に任用が想定される職名については所用の改正が必要となります。

また、学校教育法の改正により新たに「栄養教諭」が位置づけられたことから所用の改正が必要となります。

このため、上田市立小・中学校管理規則の一部を改正し、「統括主査」及び「栄養教諭」を新たに加え、「主事補」を削除することについて審議し、承認しました。

8 上田市学校給食費の会計処理に関する規程について

合併に伴い、学校給食費の会計処理方式は、一般会計等への予算措置を通じ行う「公会計」方式と、学校徴収金として処理される「私会計」方式が混在しております。

また、会計処理の扱いについても共通の規定がない等の現状があり、調整事項となっております。

このことについて、調整の結果平成19年度から「私会計」方式に統一することが決定されたため、共通する私会計処理の基本的な取扱いを定める上田市学校給食費の会計処理に関する規程を制定し、現丸子地域において暫定施行扱いとなっている「給食費徴収規程」（丸子地域のセンター給食のみに適用）は併せて廃止することについて審議し、承認しました。

9 上田市少年育成センター規則の一部改正について

平成19年度に市教育委員会の事務所が一部移転することに伴い、上田市少年育成センター規則について、所用の改正が必要となります。

このため、上田市少年育成センター規則の一部を改正し、設置場所を「上田市天神二丁目4番74号」から「上田市天神二丁目4番55号」に改正することについて審議し、承認しました。

10 真田地域、通学費補助金交付規則及び高等学校通学費等補助金交付規則の一部改正について

合併前の旧上田市においては、補助金等の交付要件を見直し、市民等を対象としてい

る補助金は、可能な限り「市税を滞納していないこと」を交付要件として平成 16 年 4 月 1 日から運用を行いました。

また、新市においてもこの運用を引き継いでおります。

このため、合併時に暫定施行された「通学費補助金交付規則及び高等学校通学費等補助金交付規則」の一部を改正し、平成 19 年度から「補助金交付の条件は、市税の滞納がないこととする」という条項を加えることについて審議し、承認しました。

#### 11 武石地域、通学費等補助金交付要綱の一部改正について

合併前の旧上田市においては、補助金等の交付要件を見直し、市民等を対象としている補助金は、可能な限り「市税を滞納していないこと」を交付要件として平成 16 年 4 月 1 日から運用を行いました。

また、新市においてもこの運用を引き継いでおります。

このため、合併時に暫定施行された「高等学校通学費等補助金交付要綱」の一部を改正し、「補助金交付の条件は、市税の滞納がないこととする」という条項を加えることについて審議し、承認しました。